

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成31年3月22日（平成31年（行情）諮問第243号）

答申日：令和2年2月26日（令和元年度（行情）答申第550号）

事件名：「行政相談業務に係る記録について」（特定日付け特定文書番号）の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年11月19日付け北海相第130号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、本件請求文書を開示してほしい。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

総評総第263号という文書番号は総務課であり、行政相談企画課ではないから。

私（審査請求人を指す。）のパソコンでも、「そう」を入力すると予測変換「総評相第」が表示されるので、行政相談企画課が「総評総第」と間違えることはありえない。また、決裁の段階で訂正されるので、総評総第263号で通知することはないから。

（2）意見書

別紙の3のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成30年10月22日付けで、北海道管区行政評価局長（処分庁）に対して、法3条の規定に基づき、下記2の行政文書について開示請求があった。処分庁は、法9条1項の規定に基づき、同年11月19日付け

北海相第 1 3 0 号で、行政文書の開示をする旨の決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、平成 3 1 年 1 月 1 0 日付けで、総務大臣（諮問庁）に対し行われたものである。

2 開示請求の対象となった行政文書

平成 2 9 年 1 0 月 1 日付け総評相第 2 6 3 号行政評価局行政相談企画課長・行政相談管理官通知「行政相談業務に係る記録について」（本件請求文書。以下、第 3 において「総評相第 2 6 3 号通知」という。）

3 審査請求の趣旨及び理由

原処分において、平成 2 9 年 1 0 月 1 日付け総評総第 2 6 3 号行政評価局行政相談企画課長・行政相談管理官通知「行政相談業務に係る記録について」（本件対象文書。以下、第 3 において「総評総第 2 6 3 号通知」という。）が開示されたが、開示請求したのは、総評相第 2 6 3 号通知であり、文書番号が異なることから、総評相第 2 6 3 号通知を開示してほしい。

4 諮問庁の意見

（1）原処分について

処分庁に、原処分について確認したところ、開示請求書に記載された通知と文書番号以外の通知の名称などが同一である通知を確認できたため、開示請求書に記載された通知の文書番号「総評相第 2 6 3 号」は誤記であり、審査請求人が開示請求した通知は総評総第 2 6 3 号通知であると判断し、当該文書を特定し開示する旨の決定を行ったとのことであった。

（2）審査請求人の意見

審査請求人は、①「総評総」という文書番号は総務課であり、行政相談企画課ではないこと、②行政相談企画課が文書番号を「総評総」と誤って通知することは考えられないことを理由に、北海道管区行政評価局が受け付けた総評相第 2 6 3 号通知の開示を請求している。

（3）諮問庁の意見

ア 原処分について

原処分について、処分庁は上記（1）のとおり説明しているが、本来であれば、処分庁は、審査請求人からの総評相第 2 6 3 号通知の開示請求に対し、総評総第 2 6 3 号通知を開示するのではなく、①開示請求に係る行政文書は保有していないとして不開示決定を行う又は②開示請求書の補正依頼をした上で開示決定等を行うべきであったと考える。

イ 総評相第 2 6 3 号通知の保有について

本件審査請求を受けて、処分庁に対し、総評相第263号通知の保有の有無を改めて精査させたところ、そのような文書は取得しておらず保有していないとのことであった。

ウ 通知の文書番号について

審査請求人は上記(2)のとおり通知の文書番号について主張しているが、通知の文書番号が「総評総」となっている理由は、平成29年10月1日付けで行政評価局内の組織再編が行われ、関連する通知の改正を同局総務課が一括して行ったためである。

(4) 結論

以上を踏まえれば、審査請求人が開示を求める総評相第263号通知は、処分庁において保有していないことが明らかであるから、審査請求人に対してその旨を回答することをもって、本件審査請求を棄却することが適当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年3月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年4月17日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 令和2年1月17日 審議
- ⑤ 同年2月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求をし、本件請求文書の開示を求めているが、諮問庁は、本件審査請求を棄却することが適当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁の説明

ア 上記第3の4のとおり。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、処分庁では、本件の開示請求時に本件開示請求書に記載された請求する文書名及びその通知日から本件対象文書を特定することができ、文書番号の一字一句まで確認しなかったため、本件審査請求があるまで、その誤りに気づかなかった旨説明する。

ウ 当審査会において、本件諮問書に添付された本件開示請求書及び本件開示決定通知書の各写しを確認したところ、上記第3の4(1)

の諮問庁の説明のとおり、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の文書名の文書番号には、「総評相」と記載されており、本件開示決定通知書の「開示する行政文書の名称」欄の文書名の文書番号には「総評総」と記載されていることが認められる。

そこで、更に諮問庁から本件対象文書の提示を受け、当審査会において確認したところ、本件対象文書は、「行政相談業務に係る記録について」と題する文書であり、上記文書番号部分を除けば本件請求文書と符合することが認められる。

エ また、審査請求人は、意見書において、理由説明書に記載されていること（総務課が一括して行った）を、北海道管区行政評価局が説明すれば審査請求しなかった、理由説明書の諮問庁の意見のとおり、原処分について開示請求書の補正依頼をした上で開示決定を処理すれば問題なかったなどと記載していて、審査請求人においても、本件請求文書の上記文書番号部分が違っていたことは認識しているものと解され、審査請求人が開示を求めている文書は、本件対象文書であると認められる。

オ 以上によれば、北海道管区行政評価局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、開示請求書の請求する文書の名称等の文言の一部に誤記があったものであり、処分庁としては、開示請求書の記載内容を精査した上で、対象となる文書を特定し、開示決定等を行う必要があり、仮に開示請求の趣旨に疑義がある場合には、開示請求者にその趣旨を確認するか請求文言の補正を求めるべきであり、今後、処分庁においては、開示請求に対する文書の特定に当たり、開示請求の趣旨を的確に把握した上で、適切な対応をすることが望まれる。

5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、北海道管区行政評価局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 小泉博嗣，委員 池田陽子，委員 木村琢磨

別 紙

1 本件請求文書

北海道管区行政評価局が受付けた，平成 29 年 10 月 1 日付け総評相第 263 号各管区行政評価局総務行政相談部長等宛，行政評価局行政相談企画課長・行政相談管理官通知「行政相談業務に係る記録について」

2 本件対象文書

「行政相談業務に係る記録について」（平成 29 年 10 月 1 日付け総評総第 263 号，管区行政評価局総務行政相談部長等宛て行政評価局行政相談企画課長・行政相談管理官通知）

3 意見書

本件は，北海道管区行政評価局特定職員が，総務省のやったことなので分からない。担当者じゃないので分からない。と嘯くので，審査請求したものです。

総務省の理由書に記載されていること（総務課が一括して行った）を，北海道管区行政評価局が説明すれば審査請求しなかったものです。

<理由説明書>

（3）諮問庁の意見 （ア）原処分について②開示請求書の補正依頼をした上で開示決定をすべきであったと考える。

このとおりに，処理すれば問題はなかった。

開示請求時，開示文書手渡し時，審査請求書提出時と 3 回も申出人に対し，総評総が正しく総評相ではないことを説明する機会があったのに，特定職員は適切な説明をしなかった。

総務大臣は，北海道管区行政評価局特定職員が不適切な対応をしたので，速やかに懲戒処分（戒告，訓告，注意）にしてください。